

連載

間違えやすい

消費税の取引 早分かり講座



No.9 同じ勘定科目でも消費税の取扱いが異なる場合

税理士 佐藤充宏

には、消費税については軽減税率8%が適用されます。

また、買い物時に、一定のアルコール飲料を購入した場合であれば、10%の消費税率となります。そして、有料でレジ袋を購入したのであれば、こちらも消費税率は10%です。

その他にも、福利厚生費については、従業員の人間ドック等の健康診断費用は課税仕入となり、従業員に対して冠婚葬祭のために現金を渡す場合には消費税は不課税仕入となります。

■交通費

海外出張のために交通機関や空港等を利用する場合には、注意が必要です。例えば、日本国内から成田空港までの交通費は消費税は課税仕入となりますが、成田空港から海外へ飛行機の利用による旅費は免税仕入となります。

また、国内空港の施設利用料については課税仕入ですが、外国によって法律上徴収されることとなっている海外

せん。

■会議費・福利厚生費

打合せによる食事をしたり、たまに従業員へ福利厚生として飲食料を支給する場合がありますが、このような場合にはどのような消費税の取扱いとなるのでしょうか。飲食店での飲食であれば、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させるという役務の提供を受けているため、消費税の税率は10%となります。しかし、打合せとして、または福利厚生による従業員への慰労の一環として、軽食料品と飲料をコンビニやスーパーで買った場合

いろいろな場面で支払いをした際に、経理処理上は同じ勘定科目でも、消費税率分や税率が異なるケースがあります。そこで今回は、こうした事例をいくつかご紹介しましょう。

■仕入

仕入というと、商品や材料等を仕入れるために、全て課税仕入と考えてしまいがちですが、仕入の内容によっては注意が必要です。運送に係る保険料や、海外から商品を仕入れる場合に発生する、国際運賃に該当する航空運賃や船賃、関税等は消費税が課税されま

での出入国税や空港施設使用料・税関での審査料・保安料等是不課税仕入となつています。

この他に、交通費には課税仕入となるガソリン代も含まれますが、間違えやすいものに軽油引取税があります。ガソリンスタンドで軽油引取税を支払った際に領収書を見ると、消費税が課税されていない形になっています。

■地代家賃

地代家賃として経理処理するものには、事務所や店舗の賃料を支払う場合があります。これらについては消費税は課税されますが、社宅として借り上げている物件の賃料の支払いであれば、消費税は非課税となります。

■通信費

固定電話や携帯電話等で電話をかける時がありますが、国内通話であれば消費税が課税され、海外との国際電話であれば、消費税は免除されます。そのため、国際電話を利用している場合

には、支払時の明細書等で課税仕入となるものを誤りのないようにチェックしましょう。なお、これは電話に限らず、郵便についても同様です。日本国内向けの郵便であれば消費税は課税されますが、国際郵便であれば消費税は免税となります。

■支払手数料

手数料に該当するものとして支払うケースは多くあります。課税仕入となるものには、金融機関に支払う振込手数料・貸金庫使用料、仲介業者に支払う不動産の仲介手数料、士業等の専門家への報酬等があります。

一方、誤って課税仕入としてしまいがちな手数料もあります。これには、住民票や印鑑証明書発行等の行政に支払う手数料やクレジットカード会社に支払う金利相当分のクレジットカード手数料、信用保証料等があり、これらは非課税仕入です。

■新聞図書費

書籍や雑誌・新聞を購読する場合には、消費税の税率に注意が必要です。コンビニやスーパー・駅の売店で書籍や雑誌・新聞を購入することがあると思いますが、この場合の税率は10%です。しかし、一定の定期購読契約に基づき、週2回以上発行される新聞の購読費用は、軽減税率8%が適用されます。同じ新聞を購読するにしても、一定の定期購読契約を結んでいるか否かで消費税の税率が異なってくるのです。

以上のように、同じ勘定科目でも、取引の内容によって、消費税が課税されるものとされないもの、そして、消費税の税率が異なるものがあります。この他にも同様のケースがいくつもありますので、勘定科目だけで判断せず、個々の取引内容をきちんと確認して、消費税区分や税率に関して、誤りのないようにしましょう。